

平成23年 No.18

東京学芸大学教育学部運営規程の一部を改正する規程

制定理由

教室構成員数及び環境教育実践施設の名称変更に伴い，所要の改正を行うものである。

承認経過

平成23年 3 月23日 教育研究評議会 審議・承認

東京学芸大学教育学部運営規程の一部を改正する規程を次のように制定する。

平成23年3月24日

国立大学法人東京学芸大学長

村 松 泰 子

平成23年規程第11号

東京学芸大学教育学部運営規程の一部を改正する規程

東京学芸大学教育学部運営規程（平成12年規程第17号）の一部について、別紙新旧対照表の右欄を、左欄のように改正する。

東京学芸大学教育学部運営規程の一部改正について

改正理由：教室構成員数及び環境教育実践施設の名称変更に伴い、所要の改正を行うものである。

改		正		現		行	
〔省略〕				〔省略〕			
別表第3				別表第3			
構成分野一覧				構成分野一覧			
教育系				教育系			
教室名		構成員数		教室名		構成員数	
〔省略〕				〔省略〕			
書道科		2		書道科		3	
〔省略〕				〔省略〕			
合計		2 3 2		合計		2 3 3	
教養系				教養系			
教室名		構成員数		教室名		構成員数	
〔省略〕				〔省略〕			
環境教育		7		環境教育		7	
		地理学				地理学	
		経済学				経済学	
		環境科学				環境科学	
		環境教育研究センター				環境教育実践施設	
〔省略〕				〔省略〕			
別表第4				別表第4			
関連分野一覧				関連分野一覧			
教養系				教養系			
教室名		関連分野名		教室名		関連分野名	
		左 欄				左 欄	
生涯学習		法学・政治学，社会システム，文化財科学，運動学，環境教育研究センター		生涯学習		法学・政治学，社会システム，文化財科学，運動学，環境教育実践施設	
〔省略〕				〔省略〕			
〔省略〕				〔省略〕			
附 則				附 則			
この規程は，平成23年4月1日から施行する。				この規程は，平成23年4月1日から施行する。			

